

資料編

世田谷区の行政評価について

行政評価は、北川正恭さんが知事をしていたころの三重県が平成7年から行った改革の一環として知られています。その後、多くの自治体が取り組むようになりました。

世田谷区でも、平成12年度に初めて行政評価を取り入れ、これまで何度か手法を変えて行ってきました。（これまでの区の評価の取組みなどについては、後ろのページで記述しています。）

今年度は、これまで課題となっていたことを踏まえ、新しい方法で評価を行うこととしています。

1 今年度からの行政評価について

(1) これまで課題となっていたこと

- ・「評価」として書かれている部分について、何をもって「達成できた」としているのかがわかりにくい。
- ・専門用語が多い、文章が長いなど、わかりやすい表現になっていない。
- ・評価を行った結果、その後の予算や、事業の計画などに反映されているのかわかりにくい。

(2) 今年度からの取組み

これからの区の取組みに活かすことができる評価にすることや、わかりやすい評価にしていくことなどをめざして、改善を行いました。

- ①内部で行う評価について、記述する内容をシンプルにし、見てわかりやすくなるよう公表する形を改善
- ②特定課題評価の実施

2 「特定課題評価」について

現在課題となっていることについて、「特定課題」として取り上げ、区の内部で行う評価のほかに、外部評価委員会のご意見をいただきながら改善等につなげていきたいと考えています。

(1) 第1期 「区の主要な事業の点検」

現在のような経済情勢のもと、今後、区の財政も大変厳しい状況になることが見込まれます。そこで、実施計画を中心とした区の主要な事業について、委員の皆さんにご意見をいただき、見直し等に向けた検討を行っていきます。

(2) 第2期 「民間事業者による公共サービス提供の成果と評価」

限られた資源を有効活用し、サービスをより充実させていくための手段として、世田谷区でも様々な民間のノウハウを活用した取組みを進めてきています。これらの事業について評価を行う（ご意見をいただく）ことを通して、さらなるサービスの向上につな

げていきたいと考えています。

3 外部評価委員会について

(1) 構成

区民委員 3名 有識者委員 3名 合計6名

(2) 目的、役割

区の事業、取組み等について、区民、学識経験者等の立場から、ご意見・ご提案等をいただきます。

外部評価委員会のご意見を受け、区では、22・23年度の予算や計画の修正、事業の改善等に向けた検討を行います。

4 世田谷区実施計画・行政経営改革計画について

実施計画は、世田谷区基本計画を実現するための年次計画を示しているものです。行政経営改革計画は、基本計画の第6章「計画の推進に向けて」の実現のための計画として位置づけており、行政改革・経営改革を進めるものです。両計画があいまって、区民の信頼に応える区政運営を推進していきます。

「推進状況」は、12月時点で見込んだ進行状況を毎年3月末にお知らせし、計画の修正があった場合には併せてお示ししています（最終的な実績や決算額等は、行政評価の中で明らかにしていきます）。

5 スケジュール概略（予定）

21年度

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特定課題第1期		外部評価委員会 ※5月上旬～7月ごろまでの間に3～4回開催予定			区の担当部署での検討	22年度予算要求 外部評価委員会への報告					外部評価委員会への報告	
特定課題第2期		-----				区の担当部署での評価（内部評価）		-----		外部評価委員会 ※6～7回開催予定		

※外部評価委員会を実施する中で、必要に応じ、担当部署との意見交換会を行います。

22年度

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特定課題第2期	外部評価委員会による改善へ向けた提案		担当部署において改善プラン作成	政策経営部において全体の最終まとめ		23年度予算要求 外部評価委員会への報告					外部評価委員会への報告	

【参考】

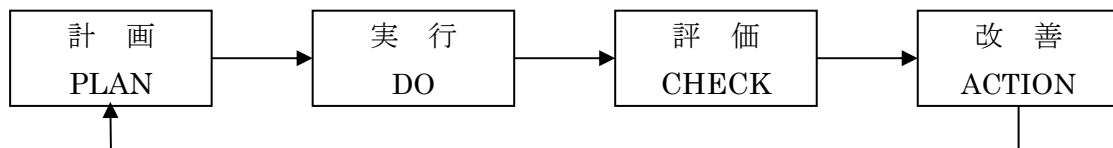
1 行政評価について

(1) 行政評価とは

- 行政評価とは「行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結びつける手法」のことです。
- 従来の行政の仕事は「予算を確保し、事業を執行する」ことが中心であり、「結果を評価し、次の計画に反映させる」仕組みが十分ではありませんでした。そのため、社会のニーズや民間のサービス提供体制が変化しても、行政の行う事業の内容・手法・体制の見直しが進まない状況もありました。
- 右肩上がりの時代が終わり、その一方で、少子高齢化の急激な進行など、社会状況の変化やニーズの多様化が急速に進んでいます。地域の限りある資源をどのように有効活用し、区民が実感できる成果をあげられるか、行政としての「経営」(マネジメント)が重要です。そのための道具として、行政評価への関心が高まり、各自治体で実施が進みました。

(2) マネジメントのサイクル

- 税金が実際にどのように使われ、その結果、事業の目的が達成されたかを確認することが重要です。これを事業の内容・手法・体制の改善に役立てていく必要があります。
- そのためには、計画→実行→評価→改善(→計画)のサイクルを確立し、これをスムーズに運営していく必要があります。



(3) 評価結果の区民への公表

- 行政評価は、マネジメントのための手法であるだけでなく、行政の透明性を高め、区民に対する説明責任を果たすことにつながります。評価結果を区民にわかりやすく公表することにより、区政への区民参加をさらに進めていきます。

2 世田谷区の行政評価のこれまでの取組み

行政評価にはいろいろなやり方がありますが、世田谷区では、平成18年度から全体的な区の事業の評価として、次のようなやり方で行っています。

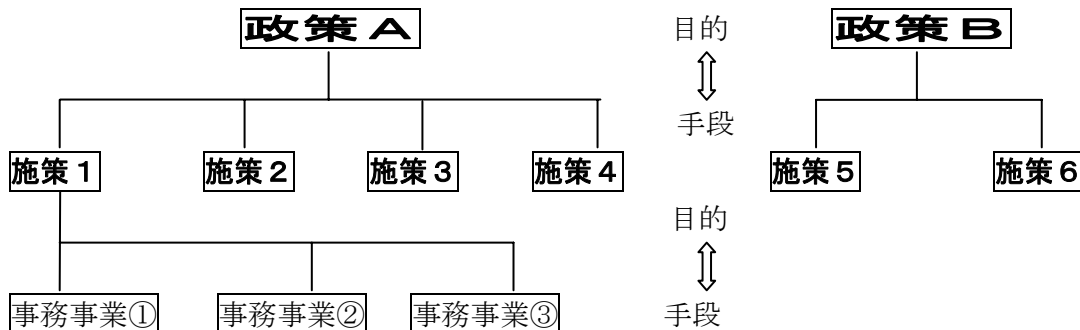
(1) 三層による評価

●目的—手段の体系(三層の計画・評価体系)

- マネジメントを効率的に進めるためには、区政の目指す目標を定め、これを実現する手段を体系化する必要があります。実際には、区の実施している個々の取組み(予算事業)を、大きな「ねらい」ごとに束ねることになります。これにより、改めて

個々の取組みの目的が明確になります。

- 一般的には、事務事業－施策－政策の三層で体系を組み立てます。区では「実施計画」で、三層の体系を定めています。



(2) 目標数値・成果指標について

- 評価を客観的に行うには、できるだけ数値化された目標や成果指標を定め、これに基づいて評価を行う必要があります。その際に、区が投入する資源（インプット）や取組みの直接の成果（アウトプット）よりも、区民生活の質の向上など、区民が直接実感できる効果（アウトカム）を目標として定めた方が、より望ましいと言えます。ただし、アウトカム指標は計測することが難しかったり、取組み成果が指標に反映するまで時間を要するといった課題もあります。

【例】

区民に対し、ごみ減量について啓発を進める

- ①インプット 区民説明会の開催回数、啓発パンフレットの制作冊数
- ②アウトプット 区民説明会への参加者数
- ③アウトカム アンケートで「ごみ減量に取り組んでいる」と回答する区民の割合、区内の家庭ごみの総量

(3) 外部評価

- 行政評価には、まず行政自身が行き組む（内部評価）必要がありますが、評価の客観性・信頼性をより高めるためには、外部の視点から評価する（外部評価）必要があります。
- 「外部の視点」としては、専門家の視点と区民の視点が考えられます。行政評価を区民の視点から行うことは、区政への区民参加の観点からも重要です。
- 世田谷区では18・19年度に、「成果指標の設定は適切か」、「目標達成に向けた手段は適切か」など、「内部評価がきちんとできているか」＝「評価に対する評価」などを評価していただくために、外部評価を実施しました。

以上

世田谷区の現行の行政評価事例（施策評価結果の決算付属資料への反映例）

※内容は、19年度決算のものです。

2 世田谷だからできる魅力ある産業の振興

II 時代になかった都市農業の推進

1 都市型農業の推進（産業政策部）

科目	予算現額(円)	決算額(円)	不用額又は財源増△減額(円)	執行率又は収入率(%)
(産業経済費)農業費	12,786,000	5,140,741	7,645,259	40.2%

(1) 施策目的・概要

目的・ねらい

農家が自ら開設し管理を行う体験農園を通して、農地の保全、農家の安定した経営の確保を図るとともに、区民との相互交流を実現する。また、農業従事者の高齢化や担い手不足に対応し、区民の力を活用することにより、後継者、担い手不足解消の一助とする。

施策内容

○体験農園の開設を希望する農家に対して、農園整備や開設当初の管理運営についての補助を行う（体験農園）。
○農業に関心の高い区民の公募、登録を行い、必要に応じて農家へ紹介する（援農ヘルパー）。

(2) 施策の目標・実績等

計画目標	平成 16 年度状況		平成 19 年度	
	体験農園 0 園 援農ヘルパー 0 人		体験農園 3 園 援農ヘルパー 15 人	

	平成 19 年度目標	平成 19 年度実績	目標達成度
体験農園（園）	3	3	100%
援農ヘルパー	援農ヘルパー登録 15 人	農作業体験塾 11 園 農業サポーター登録 15 人	100%

(3) 年次別計画の進行状況

年次別計画	平成 19 年度計画		平成 19 年度実績	
	体験農園開園 援農ヘルパー登録 自然・農作業体験事業実施	1 園 15 人	体験農園開園 1 園 農作業体験塾 11 園 農業サポーター登録 15 人	

(4) 年次別計画に対する主な 19 年度実績の詳細

①体験農園 1 園開設

ア) 名称 桜丘体験農園

イ) 場所 桜丘 5-2

ウ) 体験農園整備 面積約 700 m²に 1 区画 30 m²、全 16 区画を整備した。
農機具の保管場所としてパイプハウスを設置整備した。

エ) 応募状況 16 区画に対して、約 3 倍の 51 件の申し込みがあり、抽選となった。

② 農作業体験塾実施

農業に関心のある区民が協力農家のもとで、作業を行った。

実施農家 春 5 園 秋 6 園

③ 次大夫堀自然体験農園

20 年度開設に向けた土づくりワークショップを実施した。

ア) 場所 喜多見 5-26

イ) 面積 約 2,300 m²

ウ) 参加者 20 年度からの参加を募集 16 グループで決定した。

エ) 土づくりワークショップ

3 月に 2 回実施した。堆肥⁺働きこみ等

(5) 実績・目標達成度に対する評価等

①実績・目標達成度に対する評価


体験農園については、計画通り 1 園開設することができ、区内での開設農園は 3 園となった。入園者からは体験農園事業に対する評価が高い。農作業体験塾では協力農家のもと、農業に関心のある区民が農作業を体験した。こうした農作業の経験者を対象に農業サポーターの登録制度の仕組みを整備し呼びかけた結果 15 人が登録したことは、担い手不足への対応として評価できる。当初の農作業体験のある区民を「援農ヘルパー」として登録することから農園に関心の高い区民を「農業サポーター」として登録することに変更した。

②課題及び今後の進め方


体験農園は農家に制度のしくみが理解されつつあるが、まだ、開設に向けての不安を持つ農家が多い中で、運営等について周知を図り、不安解消に努めることが必要である。農業サポーターは、JA や農家に農業サポーター登録制度を周知し農家の制度活用の拡大を図ることが必要である。

(6) 施策を構成する予算事業

案件名	所管課
都市型農業の推進	都市農地課

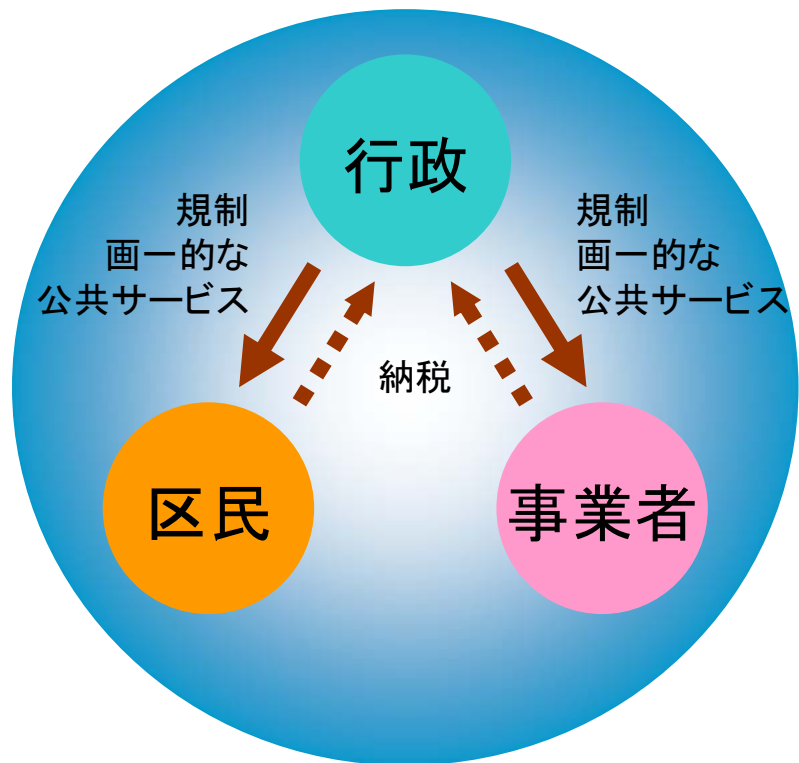


「協働」等について



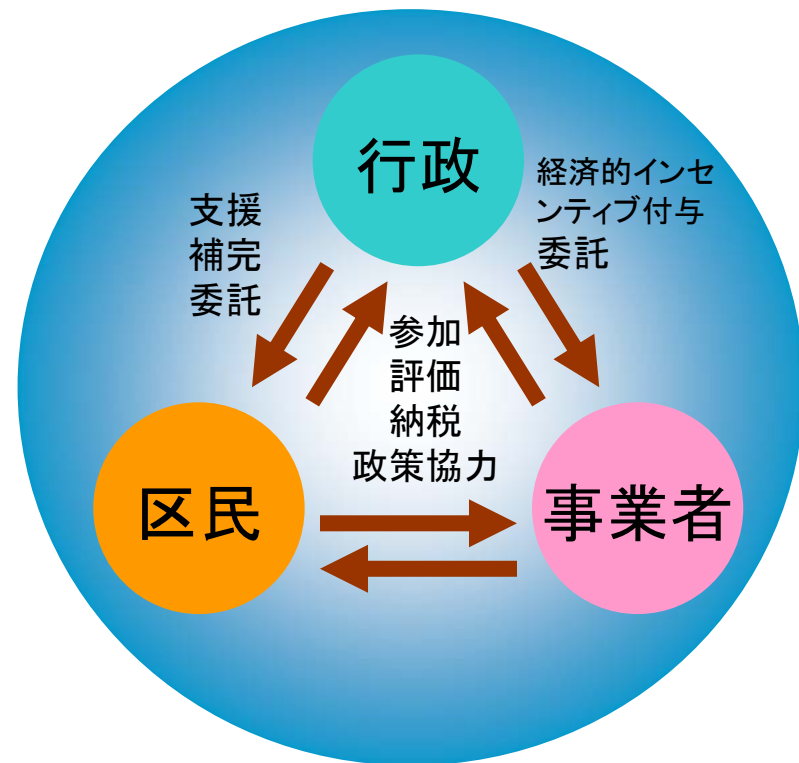
1. 新しい自治体経営のモデル

- ◆ 行政による一方通行の規制やサービス提供を主とする「統治」型から、区民・事業者、そして行政の協働を基本として限られた資源を効率的に使う「**役割相乗型**」のモデルへ発展。



【統治型】

従来の行政運営(大きな政府)

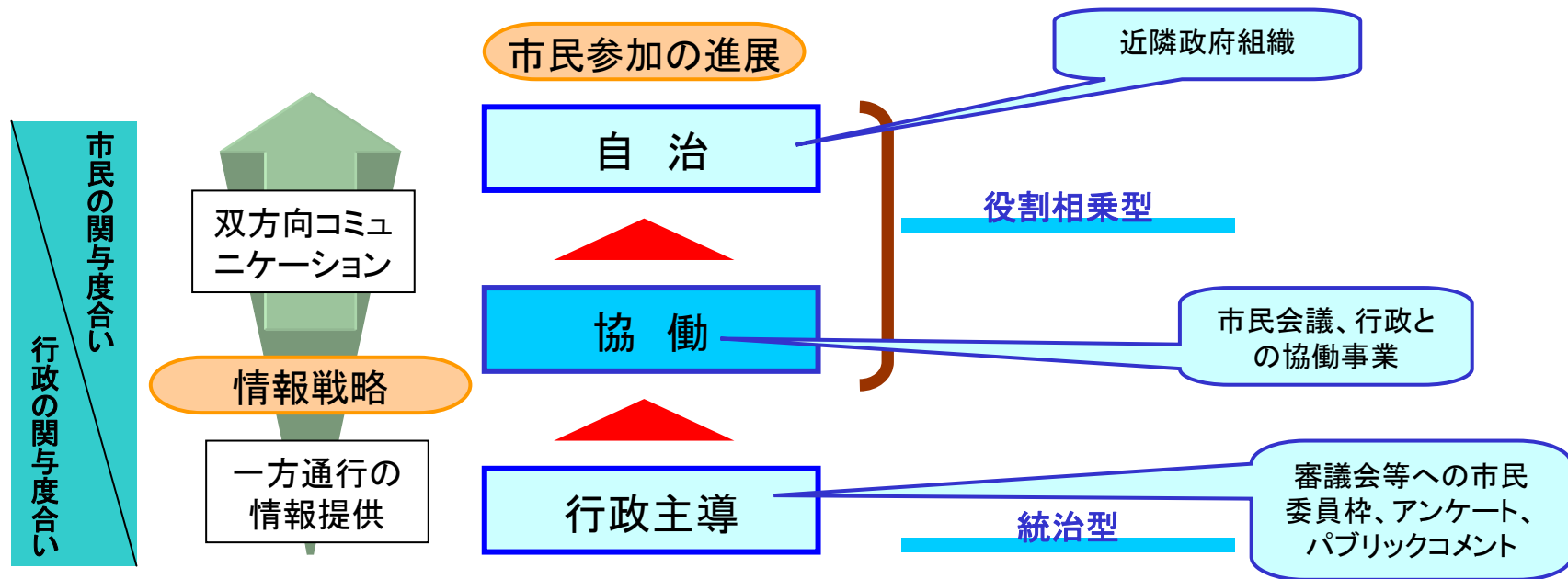


【役割相乗型】

新しい自治体経営(小さな節度ある政府)

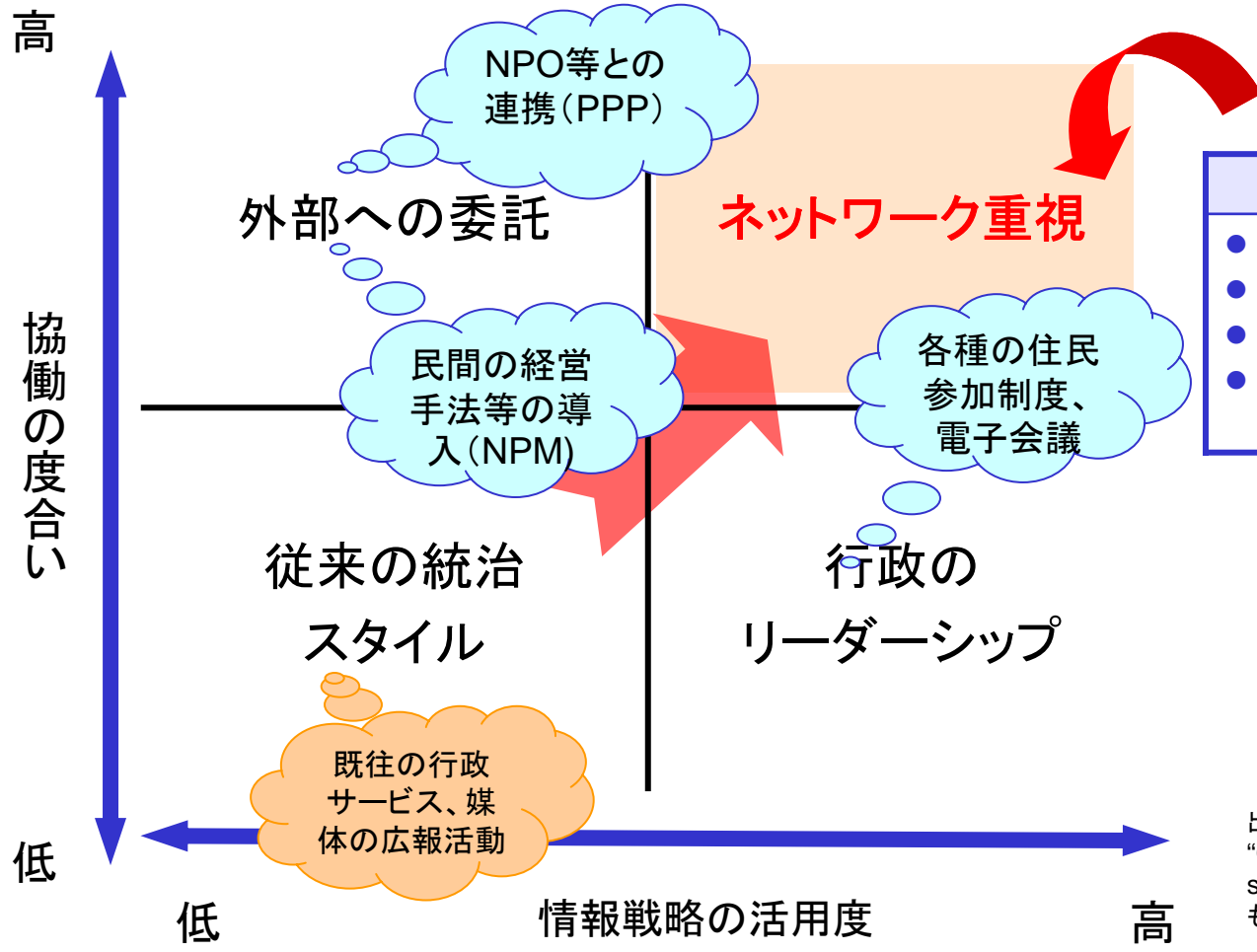
2. 自治体経営のポイント

- ◆ **市民参加＝協働のモデルの増大**: 従来の「統治型」では条例などの制度を基本とした運営が主流でしたが、昨今では、行政改革の流れとともに限られた資源を有効に活用するために、外部委託や民営化、特に自治体レベルでは**市民との協働等によるパートナーシップ事業**など新たな手段による経営スタイルが生まれています。
- ◆ **情報技術(IT)の進展**: そこで、**市民や事業者の参加と協働を促進**するために、条例等による制度的規制や枠組みだけではなく、適切な補助金等の経済的なインセンティブのほか、ITによって**従来の広報・広聴活動に加え市民との双方向的なコミュニケーションの活発化を図る**ことにより、これまで困難であったパートナーとのリアルタイムの協力も可能となっています。
- ◆ **市民ニーズの拡大**: 市民から自分たち自身の生活をよりコントロールしたい、あるいは政府の提供するサービスについてもより多くの選択肢が欲しいといった多様なニーズに対応するため、**情報戦略の取り組みが重要**となっています。



3. 自治体経営のモデル

◆ 「透明性」、「説明責任」、「参加」そして「公平性」が確保されることを条件として、自治体経営にはいくつかのモデルが考えられますが、全体としては協働を高め情報戦略を活用した「ネットワーク型」(役割相乗)を目指すことが展望できます。



優位性	課題
● 専門分野へ特化	● 目標の統一化
● 革新	● コミュニケーションの困難性
● スピードと柔軟性	● データの欠如
● 対応範囲の拡大	● 経営能力の不足

出典: Stephen Goldsmith & William D. Eggers, "Governing by networks: the Shape of the public sector," (The Brookings Institution Press, 2006.)をもとに日本総研作成。

4. 協働の効果

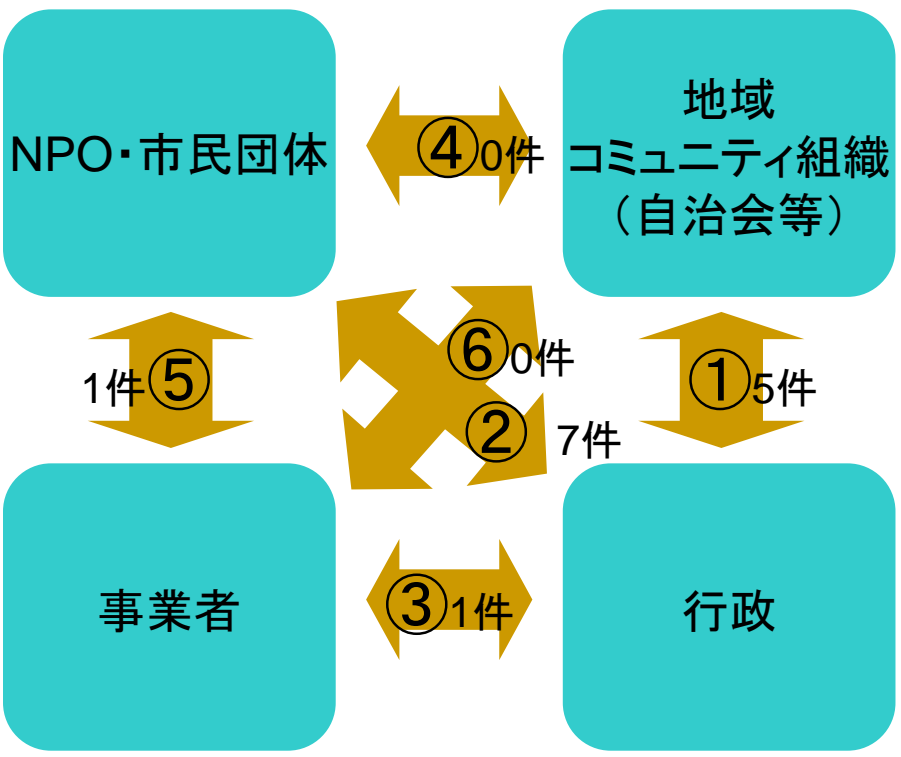
- ◆ 1980年代後半から1990年代以降、協働とパートナーシップによるまちづくりが盛んに行われ始め、「協働」(collaboration)の手法は多くの自治体において、新たな経営モデルの基本型として導入されています。
- ◆ 「協働」とは、地方自治のまちづくりや地域の抱える課題を解決する仕組みであり、**地域社会に必要とされる様々な活動を市民自身も担いながら、市民団体や事業者と行政のそれぞれが果たすべき責務と役割を自覚して、相互に補完し、協力し合う関係**です。
- ◆ 協働による事業は多様にあるものの、共通する原則として、**対等**(市民活動と行政は対等の立場に立つ)、**自主性尊重**(市民活動が自主的に行われることを尊重する)、**自立化**(市民活動が自立化する方向で協働を進める)、**相互理解**(市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあう)、**目的共有**(協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有する)、**公開**(市民活動と行政の関係が公開されている)が挙げられます。

効果の及ぶ主体	各自治体の事例分析等から共通して得られる効果
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民の多様なニーズに対応可能。 ◆ 協働を促進するためには、行政とNPO各々の領域設定、役割分担が必要なため、このことは行政改革の推進につながり、行政の体質改善の契機となって、結果として行政の効率化・スリム化をもたらすこととなる。 ◆ 直営よりも資源の効率的活用の可能性がある。
NPO・市民団体・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既存の活動領域や新しい活動の場の広がりが生まれる可能性がある。 ◆ 会計処理や事業報告を適切に行うことに習熟し、責任ある体制でサービス提供できるようになる。 ◆ NPOの特徴・特性を活かしながら理念や使命の効果的な実現が可能となる。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ NPOの特徴・特性(柔軟性、機動性、多様性、専門性、先駆性など)を活かしたサービスの提供を受けられる。 ◆ 受益者の立場に立ったサービスの提供を受けられる。 ◆ 多様な公共サービスの提供、サービスの選択肢が増加する。 ◆ サービス提供を通じた市民参加の広がりが生まれる。 ◆ 市民参加のネットワークが広がり、「まちづくり」意識の向上が図られる。 ◆ 地域雇用の機会が拡大されるなど地域活性化につながる。

5. 協働のパターン

(1) パートナーの組み合わせによるパターン

※件数は平成15～19年度までのもの。(北上市協働事例バンクより)



(2) 事業展開によるパターン

	テーマ特化・時限型	総合的・地域活性化型
行政主導、NPOにインセンティブを付与	時間的な制約がある協働。ビジョン・計画策定やイベント、円卓会議などの問題解決型等の協働活動で、期間・役割分担等が明確で、成果が分かりやすい。	地域が持続可能な発展をめざした協働活動。継続的で複数の目的をもちながら、また場合によっては変遷や発展をしながら、地域の活性化を協働で進めていく活動で、役割分担や成果が不明確になりがち。
NPO等主導、行政にインセンティブを付与		

※協働ネットしがHP (<http://www.npo-shiga.net/siryo/report5.html>) より日本総研作成。

6. 「協働」の論点

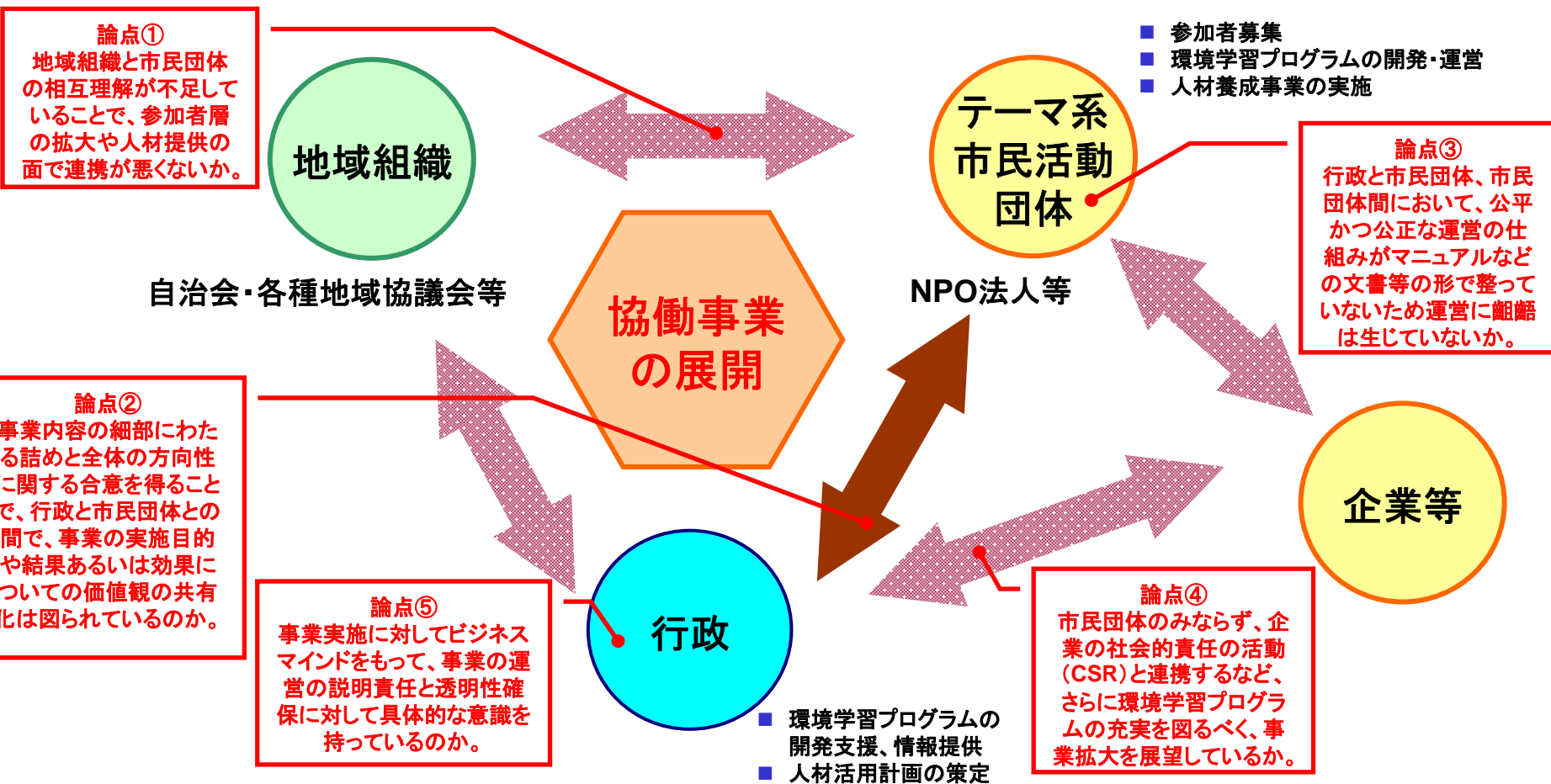
主な論点	概要	具体的な課題例
<p>各主体がお互いの立場や強みを理解し協力できる関係にあるか →論点① 相互理解の問題</p>	<p>お互いに理解し合い、特性を最大限発揮できるような場やネットワークを築くことが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互理解が不足し、事業推進にあたってぎくしゃくすることが多い。
<p>各主体が協働事業に対する共通認識を持っているか →論点② 価値観のすり合わせの問題</p>	<p>それぞれ異なった性質を持つ主体同士により行われるため、各主体が、協働とは何か、何のために協働するのかなど、協働に対する基本的な考え方を共有することが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体の方向性が拡散し、事業全体としての効果が思った以上に上がらない。
<p>各主体が共有できる共通のルールを持っているか →論点③ 運営ルールの問題</p>	<p>協働は異なった性質を持つ主体同士により行われるため、それぞれの立場の違いを尊重してパートナーシップを構築していくことが重要となる。パートナーとして、より良い緊張関係のもとで効果を十分に発揮できるよう、協働する際にお互いが遵守すべき原則(共通ルール)を定め、確認し合うことが大切。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体が無秩序に行動した結果、事業全体としての効果が思った以上に上がらない。
<p>協働事業の持続的発展は可能か →論点④ 事業拡大に向けた仕組みの問題</p>	<p>協働は、適切な主体と協力して公共サービスを提供することによって初めてその成果が現れるため、協働事業を実践し拡大していくことが重要である。そのためには提案公募型委託事業や協働事業提案制度等の協働事業拡大に向けた制度づくり、提案公募型委託事業や協働事業提案制度、地域組織やNPO等に協働事業を委託する場合の契約方法の整備、地域資源としての大学等との連携体制の構築などが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業期間が終了すると、推進母体がなくなりそのまま消滅ないし機能不全となってしまう。
<p>協働はそれ自体が目的ではなく、市民主体のまちづくりや住民に、より良いサービスを提供するための手段のひとつであると認識しているか →論点⑤ 行政職員の意識の問題</p>	<p>事業推進にあたってのマネジメント意識、協働主体とのパートナーシップ意識、事務的ではなく積極的に関与する意識、前例踏襲にとらわれない発想(「行政でなければできない」という意識を払拭)が必要。また、複数の部署にまたがる事業を展開していくためには、横の連携のほか行政内部のプロジェクトチーム等での柔軟な対応が重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政職員の意識改革が進まず、事業者との効果的な連携が生まれにくくなってしまう。

(参考)世田谷区における協働事業

- ◆ 「実施計画」の71本の実実施計画事業を構成する事業のうち、31本(43.7%)が民間主体協働型で、28本(39.4%)が行政主体協働型となっており、実に**合計で59本(83.1%)が協働事業**として位置づけられています。

例 ⑪「環境都市」世田谷の実現

1101 区民とのパートナーシップに基づく環境啓発事業の推進



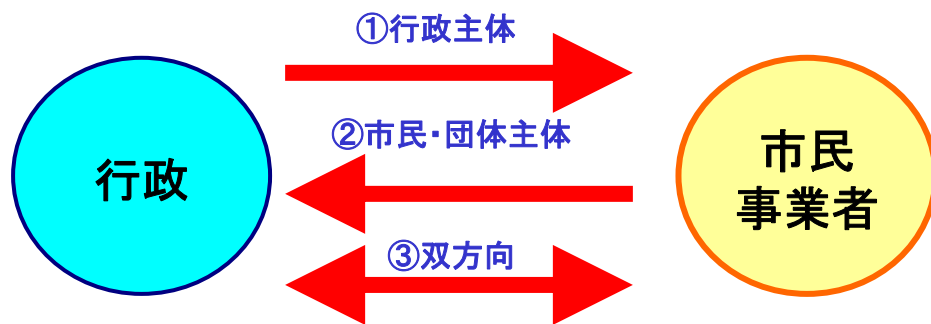
7. 情報戦略(広報活動)の論点

- ◆ 行政情報の提示＝広報(publicity)と市民の意見の吸い上げ＝広聴(hearing)の両者を含めて、行政と市民を関係づけていく試みを「**広報活動**」(PR:Public Relations)といい、**自治体における情報戦略の基本**となります。
- ◆ 従来は広報誌の配布や、公共施設内あるいは自治会・町内会の掲示板への提示といった紙媒体による周知が中心でしたが、IT化の急速な進展により、最近ではwebを活用した電子掲示板や市民電子会議などを活用して、**単なる一方的な情報提供から双方向的なコミュニケーション手段へと変容**しています。
- ◆ 一方で単なる情報の提供・共有のみでなく、**積極的な市民参加を促進する試み**もあり、**これらの諸手段を適切にコントロールし効率的な行政運営に役立てることが重要**となっています。

主な論点	概要	具体的な課題例
<p>どのような情報をいかなる形で、どのメディアで伝えるか／収集するか →論点① 提供と収集方法の問題</p>	<p>広報においては、「受け手」から見て「知りたい情報」を「知りたい形」で、「使いやすい手段(メディア)」で得られるように工夫することが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 単なる紙面確保と情報の埋め込みに汲々としていて、市民にとって理解しやすい、市民の目線に沿ったコンテンツに加工できていない。
<p>行政組織内部での参加と交流をどのように促進していくか →論点② フィードバックの問題</p>	<p>行政内部の広報体制が確立していなければ、市民に提供される情報に対して、行政職員の一人ひとりが責任を持っているとは言えない。行政の施策がどのような情報として市民に提供されているのかが職員に示され、また、市民の反応がフィードバックされてはじめてコミュニケーションが成り立つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似したテーマでのシンポジウムなどのイベントが近接した日程で開催されるなど、情報整理に混乱が生じている。
<p>ITの活用によって広報体制をいかに強化していくか →論点③ コミュニケーションの問題</p>	<p>インターネットなどの新しい情報技術によって、市民が行政の施策を理解し、参加する(意見を言う)ことが促進されるようなシステム、行政職員が情報を共有し、意見交換をすることが促進されるシステムを構築。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政のホームページでパブリックコメントを行っても、期待していたほどの意見が集まらず、市民参加のシステムが形骸化しているケースがある。

(参考)世田谷区における広報活動

主な広報事業	内 容
広報紙	区のおしらせ「せたがや」(区の施策をはじめ、各種イベント・まちの話題などの周知、定期号:月3回、全区版1日・15日・地域版25日、特集号:随時発行)、消費生活センターだより、男女共同参画情報紙「らぶらす」、教育広報紙「せたがやの教育」など
ホームページ (携帯電話用ホームページあり)	区からのお知らせ、イベント情報、天気情報、災害・防犯情報、病院・医院(救急医療機関の情報)、けやきネット(公共施設予約情報)、図書検索(区立図書館の蔵書検索)、施設電話一覧(主な区内施設の所在地・電話番号情報) など/区の手続きやイベントなどについてのお問い合わせの入力・送信が可能(お問い合わせセンター「せたがやコール」のページ)
メール配信サービス	区主催の催し物情報メール(主催の催し物の情報を、毎月1日・15日・25日に配信)、資源・ごみ収集日お知らせメール
暮らしのガイドブック「せたがや便利帳2008」	世田谷区の窓口や手続き、施設等を案内したガイドブック
FM放送	FMラジオ広報番組「世田谷通信」、FM新番組「語り継ぐ世田谷のお話」など
区民の声制度	区政に対する意見や要望を「区長へのハガキ」や電話、文書、電子メール等で受け付けている
区民意識調査	区民が区政をどのように評価し、区政に何を求めているかを把握し、区政運営の基礎資料とする
区政モニター制度	区政に対する区民の積極的な意見・要望・提案などを体系的、継続的に収集し、区政に反映させる
区民意見提出手続き	パブリックコメント、20年度は「世田谷区新型インフルエンザ対策行動計画」改定など7本



①行政主体	広報紙、ミニコミ紙/アンケート(サービス満足度調査)、ヒアリング、市民モニター・市民パネル/公聴会・住民説明会/地域別懇談会/審議会、地域計画・ニーズ分析/公募市民委員制度 等
②市民団体主体	ワークショップ、市民会議/提案・苦情/住民投票、住民集会 等
③双方向	ホームページ、FM放送/シンポジウム・フォーラム/パブリックコメント/ワークショップ 等

行財政改善（見直し）の視点について

歳入（区の収入）に関するもの

- 1 新たな財源確保
- 2 利用者負担（使用料、保育料等）の適正化
- 3 債権管理の強化

歳出（区の支出）に関するもの

- 1 協働事業の拡大・促進
- 2 類似事業の統合
- 3 区からの補助金制度の点検
- 4 民間事業者の活用（民間委託の拡大）
- 5 公共施設の管理形態（指定管理者制度、利用料金制の導入）
- 6 公共施設の複合化
- 7 公有財産の有効活用

以上

世田谷市民大学・世田谷区生涯大学 比較表（平成21年度）

名称	世田谷市民大学				世田谷区生涯大学				
設立年	1981年（昭和56年）				1977年（昭和52年）				
所在地	世田谷区若林4-22-12 世田谷都税事務所2階				世田谷区若林4-37-8 世田谷区立老人会館内				
設立経緯	1979年（昭和54年）度に策定した「世田谷区基本計画」において、7つの重点事業のひとつとして、区民の高度な学習意欲に応え、自己教育・相互教育を充実するために、基礎的・総合的学習プログラムを内容とする世田谷市民大学を創立することが盛り込まれた。				1975年（昭和50年）度に策定した「世田谷区実施計画」において、老人の生きがいに対する関心と欲求が多様化した時代の要請に応え、老人大学（2007年に生涯大学へ改称）などを事業内容とした、全老人施設の拠点となる老人会館を建設することが盛り込まれた。				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 区民が真に市民として自立する自己形成に資する学習機会の提供を目的として設置する。 ● 政治・社会・人間・経済に関連した幅広いテーマや地域社会に密着した問題も取り上げ、市民自治の担い手に必要な現代社会の諸問題に対する確かなもの見方を培う。 				<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が急激な社会構造の変化に順応できる能力を身につけ、自らの文化・知識を豊かにして生きがいのある生活を営み、地域の発展と連帯に主体的に取り組むための自己啓発の場として設置する。 ● 高齢者が「見知らぬ自分」の発見と自己啓発を通して、それぞれが新しい人生（ライフスタイル）を創造するとともに、そこで習得した知識と経験を活用してコミュニティづくりに主体的に参加する。 				
対象者	18歳以上の区内在住・在勤・在学者				60歳以上の区内在住者				
募集方法	公募により募集し、選考を行う。				公募により募集し、選考を行う。				
再入学の可否	可				原則不可（例外：4年経過後の別コースへの再入学は可）				
定員	ゼミ生	175名程度（実績111名）			300名（実績277名）				
	聴講生	1,920名程度（実績1,624名）							
	夜間講座生	70名程度（実績62名）							
	少人数特別講座生	70名程度（実績48名）							
	サマーフォーラム	400名程度（実績245名）							
	公開講座	480名程度（実績480名）							
受講者構成	合計1,735名（ゼミ生・聴講生合計）				合計277名				
	内訳	年齢	ゼミ生	聴講生	ゼミ生・聴講生合計	年齢	ゼミ生		
		50歳未満	3名	39名	42名	—	—		
		50歳台	8名	54名	62名	—	—		
		60歳台	43名	612名	655名	60歳台	134名		
		70歳台	42名	691名	733名	70歳台	128名		
80歳以上	15名	228名	243名	80歳台	15名				
受講料	ゼミ生：1年次 年額40,000円、2年次 年額28,000円 ※その他講座 1講座2,000～6,000円				年額12,000円				
受講期間	ゼミ：2年間、各コース年間24回開催（週1回、月・水・木・金）				2年間、各コース年間30回開催（週1回、水・木）				
時間割	1日3コマ（1コマ80～120分）				1日2コマ（1コマ60～120分）				
カリキュラム	コース別学習（講義・ゼミナール）				コース別学習（講義・ゼミナール）、健康体育（必修）、研修（施設見学）				
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ゼミ 4コース（政治、社会、人間、経済） ①政治コース：「ドイツの政治、日本の政治」ほか ②社会コース：「現代アジア都市の肖像」ほか ③人間コース：「大江戸考古学への招待」ほか ④経済コース：「法と経済学で考える」ほか ◆その他 聴講・夜間講座・少人数特別講座・サマーフォーラム・公開講座 ※学生企画あり（公開講座など） ※区内大学との連携企画あり 				<ul style="list-style-type: none"> 5コース（社会、福祉、生活、文化A、文化B） ①社会コース：「世界を広げる楽しい比較歴史社会学」ほか ②福祉コース：「福祉を学び実際に体験し利用方法を知る」ほか ③生活コース：「サクセスフル・エイジングを目指して」ほか ④文化Aコース：「老いては、「ことば」」ほか ⑤文化Bコース：「日本史・東京都の歴史・世田谷地方の歴史と文化を楽しく学習する」ほか ※健康体育（必修）：「元気で健やかに生きていくための体力づくり」 				
運営組織	運営委員会	区長の委嘱を受けた運営委員により構成し、市民大学の組織・運営・カリキュラムなどに関する事項を所掌する。 ○学長・運営委員長： 米山 光儀（慶應義塾大学教授） ○運営委員： 浅子 和美（一橋大学教授）ほか10名			運営会議	学長・専任講師・事務局により構成し、運営について協議する。 ○学長： 三浦 文夫（日本社会福祉事業大学名誉教授） ○専任講師： 立松 隆介（東邦大学講師）ほか13名			
	評議会	区長の委嘱を受けた評議員により構成し、市民大学運営の基本原則などについて審議し、運営委員会に提案する。 ○評議員： 佐藤 竺（成蹊大学名誉教授）ほか5名							
運営形態	区の直接実施				区から指定管理（指定管理者：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会）				
年間経費 (20年度決算額)	29,948千円				25,879千円				
所管部課	生活文化部文化・国際課				地域福祉部生涯現役推進課				

行財政改善の視点に即した追加意見等の整理表

視 点	意見として挙げられた事業、意見の内容		
	番 号	事業名	内 容
協働事業の拡大・促進	⑦	世田谷のにぎわいアップ	産業・経済政策は地域の活性化に不可欠な視点である。いわゆる産業政策の観点のほかに、住民が関わるソーシャルビジネス、コミュニティビジネスという観点もある。
	⑧	地域産業の活性化	
	0603	障害者の地域生活の支援	協働の模索。
	1203	介護予防施策の推進	協働の模索。
	⑫	健康づくりから介護予防までの一貫した取り組み	人・物・お金等、大きな課題を抱えており、特定の人たちが取り組むのではなく、地域住民全員の課題として取り組むような雰囲気を作り上げる必要がある。
	1201	健康づくり支援の充実	人材育成よりも、動いているNPOを活用し助成をする。地域のサークル活動を活用して推進する。
	1204	生涯現役、地域支えあいの推進	協働拡大模索。1803「生涯学習の推進」で得た成果を共有できるシステムづくり。
	1301	子どもの体験、社会参加の推進	協働の模索。
	⑬	成長に応じた子どもの支援	特に近年大きな問題となっている、地域の中での子ども教育は重要。特に、中学・高校生やそれ以上の若者の問題として何があるのか、それにどう対応するのか。
	⑭	地域とともに子どもを育てる教育	
	1401	地域教育力の向上	協働拡大の模索。
	1801	世田谷の地域文化の創造	協働拡大の模索。
	1803	生涯学習の推進	区内や都内の大学の活用、協働が必要。
		区報について	区報は行政からのお知らせを定期的に各家庭に連絡する方法であるため、もう少しページを割いて読みやすくわかりやすく、また、情報の詳細を紹介すると参加する動機や意欲が増えるのではないかと。
	協働事業のPRの方法	図書館等のない地域によっては商店街の一室または駅など区の事業のPRの場所を設けて、区の企画情報を積極的にPRできないか。	
類似事業の統合	0605	区民生活を支え、高める生活支援拠点づくり	商店街への支援事業として類似している。
	0702	地域街づくりと協働した商店街の振興	
	⑨	魅力ある都市農業の推進	0901「都市型農業の推進」、0902「区民共生型農業の支援」を農業事業の推進として一本化した体系を構築し推進する。
	⑬	成長に応じた子どもの支援	子どもに関する事業が細かく区分されている割には、その効果が理解しにくい。多くとも4事業に集約してはどうか。
	⑭	地域とともに子どもを育てる教育	
	1402	地域が参画する学校づくり	1504「信頼される学校経営の推進」との統合・一体化により成果をより反映させることができる。
	⑮	魅力ある学校づくり	
	⑯	多様な子育て支援	子どもに関する事業が細かく区分されている割には、その効果が理解しにくい。多くとも4事業に集約してはどうか。
	⑰	子どもを守る仕組みづくり	
	1701	児童虐待防止対策の推進	1602「在宅子育て支援」や1403「家庭教育への支援」と統合でより効果が期待できる。
区からの補助金制度の点検		区民のための学習を目的とした事業	トラストまちづくり大学、生涯大学、市民大学等は、ひとつの部署で担当し、統一した事務局を設立して、情報発信や受付等を行えるようにしていただきたい。そこからの情報で自分にあったセミナーを選べるようになるのでは。
		外部機関の活用	一例として、区内や近隣区の大学、あるいは首都大学東京と提携して、大学内の講座から区民のニーズに合わせた講座を選定し、大学の協力のもとに参加の許可をいただき、区民として参加できないか。
区の役割の見直し、民間事業者活用の拡大	0103	住宅、建築物の耐震性の確保	耐震改修は個人には負担。助成額を多くしないと促進しないのでは。
	1901	区民によるコミュニティづくりの支援	町会自治会への支援金額と実際の用途は妥当か、チェック機能はあるか。
		財団法人への補助金	財団が補助金で行う事業としてはまちづくりまで必要ないのではないかと。財団の大きな目的をトラスト維持管理として業務の拡大をしないことが大切。まちづくりとトラスト運動を分離する。
	0202	子どもの安全を守る取り組み	区が行う事業か。
	0703	世田谷観光の推進	過疎地域でもなく収入源もある世田谷で、行政主導の観光事業が必要か。
	2001	男女共同参画による地域社会の活性化	区が行う事業か。
	児童・子ども・教育分野	プレーパーク世田谷事業、トラストリレーイベント2009事業、小さな森自然体験教室など個別の区の事業分野とのかかわりが見えない。	
	地域包括支援センターの役割と医療介護の連携	協働事業者に補助金だけで事業を期待しても事業性のメリットが少ない現状では区民満足度の向上はいつになっても実現できない。区としての取り組みの大きな政策転換が必要。一部の地域では実施を先行している。	
	派遣事業	例えば、人材派遣センターと名のつく事業は窓口を統一すべき。シルバー人材、介護福祉人材、子育てなど、派遣を要求・要請している事業で同じような業務派遣に対して補助金が使われているのではないかと。	

視 点	意見として挙げられた事業、意見の内容		
	番 号	事業名	内 容
公有財産の有効活用	1003	みどりのみずのまちづくり	公園用地などを新たに買うより、学校統合による跡地などを活用する。
	0604	住まいの確保と居住継続の支援	区営賃貸住宅について、長期借地権を活用して事業費を削減する。
	0605	区民生活を支え、高める生活支援拠点づくり	高齢者と子ども(保育園・幼稚園)と一緒にした環境を構築する。
	㊸	男女共同参画の推進	「らぶらす」本来の目的で使用することは区民の日常生活では現実的ではない。むしろ女性の活躍応援として不足している保育施設にしては。
		区民集会所施設等の公有施設全般	使用率は把握しているか。例えば平日の使用に余裕があり過ぎないか、この時間帯の別途の使用も視野に。
		まちづくり出張所	各種手続きの電子化が進む中、職員数・仕事規模に対し占有面積は妥当か。
		区として獲得できる財産の有効活用	管理者が違うと予算配分が異なってくるので、同じ建物施設に管理者の両立がしにくい。ため、財産管理方法を検討し、活用については区分所有などで同じ敷地に区として必要な別々な行政の施設を新規にオープンさせるようにしたい。
民間事業者の活用 (民間委託の拡大)	0201	安全安心まちづくりの推進	24時間安全安心パトロールを民間警備会社へ委託することも選択肢。
	2003	ドメスティック・バイオレンスの根絶	職員の代わりに研修不要で専門性の高い臨床心理士に委託。スクールカウンセラーも心の専門家なので地域の相談員になれる。アピールが必要。
	203	ICTなどを活用した情報やサービスの提供	ホームページ作成は民間委託に。各事業の横断的つながりの視点での情報提供も必要。
	302	民間活力の活用	民間企業より企画書を提出させ、付加価値のある企業に事業を委託する。
		区の広報、催し物広報誌などの配布場所	区の情報は多くは図書館で受け取っており、もっと街中に多くの発信情報が手にとって受け取れる場所を提供していただきたい。
	商店街の休憩所、雨天でも利用できる憩いの場所	子どもたちや隣町から来た地元のお年寄りなどが休憩、団欒する場所が一部の図書館等に併設されている。	
公共施設の管理形態 (指定管理者、利用料金制)		区民センター、地区会館、区民集会所	利用方法などをわかりやすく掲示して使いやすい施設を目指していただきたい。
		校庭の芝生管理	業者への外部委託ではなく学校周辺の人材を活用してアルバイトの仕事をつくり学校の芝生の手入れに参加させる事業への協力などはできないか。
公共施設(機能)の複合化		区民センター、地区会館、区民集会所	施設の積極的な利用方法のPRIに努めてほしい。統廃合ではなく施設の更新が必要な場所もあり、区内全般を見て配置して、利便性は区全体として平等に。
		厚生年金スポーツセンターのゴルフ練習場	ゴルフは生涯学習運動になるため、今までの取り組み事業を活用して、区として独自に区民への施設としてこの施設を開放していただきたい。
新たな財源確保		インキュベーション施設の環境づくり	廃校になった小・中学校の校舎をベンチャー企業育成施設として有効活用する。
		世田谷区独自の課税	犬等のペット保有に課税し、みどりのまちづくりに役立てる。
		消費税の目的税	必要な経費しか年間収入のない低額所得者(300万から400万円以下)には増税分の控除を確定申告で還付する制度を提案。将来必要な財源は消費税を増額するしかない。今の税金の使い道を再確認して無駄な支出に対しては厳しく査定と削減が必要。
		特別区債	10億円から40億、65億と上昇。プライマリーバランスの健全は収収等が予定通りにあることが前提。縮小社会・収収悪化で将来不健全になる可能性有。
利用者負担(使用料、保育料等)の適正化	1002	国分寺崖線など民有地のみどりの保全	民有地開放時は入場料を要請。
債権管理の強化	401	債権管理の強化	保育料・給食費等滞納者で正当事なき場合は世田谷独自に遅延金を課す。
外郭団体の見直し	303	外郭団体の改善	区の協働事業団体(公社、財団、センターなど)を増やすのではなく、同じ様なくくりができる団体は整理統廃合を行い、区として協働事業団体の統廃合を企画するチームをつくることを提案する。責任者を少なくして業務の効率化などを行う。
各事業内で取組むプロジェクトの見直し(事業内での施策体系の見直し)	0101	防災街づくりの推進	公園整備に関しては1003「みどりのみずのまちづくり」で行っている公園設置の知恵や協働の取り組み手法と統合して合理的に充実を図る。
	0403	地域をつなぐ自転車利用環境の整備	各駐輪場の収容台数は妥当か、適時調査を行うなど事業経費の考慮を。
	0501	消費者の自立支援	消費者被害未然防止に、食育・環境がテーマの出前講座は必要か、拡大解釈では。110「環境学習プログラム」・1202「食を通じた健康づくりの推進」でもできる。
	0602	地域に密着した在宅サービスの展開	1203「介護予防施策の推進」での認知症サポーター養成との統合が合理的でより実践的。
	⑦	世田谷のにぎわいアップ	1801「世田谷の地域文化の創造」事業のアートな商店街プロジェクトを組み入れて多岐な手法でトータルに効果的ににぎわいアップを優先的に図る。
	0701	街のにぎわいの核づくり	交通広場用地取得では、若者が自由に新しいにぎわい文化が創出できる駅前広場づくりだと世田谷らしい効果が高まる。
	1803	生涯学習の推進	生涯現役推進課の講座・生涯大学・世田谷市民大学等があり講座運営が区民に分かりにくい。講座窓口を統合して経費削減。区内外大学へ一部委託。
	1805	地域の学習拠点としての図書館の充実	手入れの行きとどいた不要図書は区民から寄付を募り、選別して再利用の検討を。本の購入経費一部削減ができ、リユースは実践的な環境学習となる。
	2001	男女共同参画による地域社会の活性化	中小企業表彰等は⑧「地域産業の活性化」事業でも効果的。㊸「男女共同参画の推進」は、区民レベルでは単に理想となりやすい。国政都政に期待したい。
2002	男女共同参画センターの機能充実	講座は1803「生涯学習の推進」事業に統合できる。	
潜在的な市民ニーズへの対応		未届け老人ホーム	基準が厳しく届出ができない老人ホームの事業は必要悪であるが需要があると聞く。区民満足が得られるまで基準は下げる工夫をしていただきたい。

番号 : 実施計画・行政経営改革計画の事業番号

外部監査制度等について

監査機能イメージ

外部監査制度に関する課題等

包括外部監査

監査委員監査

包括外部監査固有の特徴
●専門性、独立性の補完
(公認会計士による監査)

監査委員監査固有の対象
●決算審査
●例月出納検査など

監査委員監査と包括外部監査の共通部分
●対象:財務事務など
●視点:効果性、効率性、適法性、妥当性

《全国的な課題、制度上の課題》

- ・ 法制度上は、都道府県、指定都市、中核市以外では必置ではなく、市町村レベルでは導入していない自治体も多い。背景としては財政的な負担が課題となっていることが考えられるため、導入促進策として、
 - ①包括外部監査において、「毎年度実施」に加え「複数年度に1回実施」を導入
 - ②個別外部監査の条例制定を不要にするなどの内容を地方制度調査会※が答申している。
今後の法改正の動向を注視する必要がある。

《世田谷区における経緯》

- ・ 制度導入以来 6 年間、毎年包括外部監査を受けている。これまで、財務事務(契約、施設、物品、公有財産など)のほとんどの分野について、すでにテーマとして扱った(今年度は債権と時効について扱うことで調整中)。
- ・ これまでの包括外部監査では、指摘を受けた事項について、例えば委託契約についての指摘事項を他の部においても活用するなど、共通性の高いテーマを扱ってきている。

《今後の課題として考えられること》

- ・ 今後も短いサイクルで包括外部監査を実施していくとすれば、扱うテーマが特殊で共通性の低いものになってくることが考えられる。
- ・ また、今後は、住民、議会、区長の要求に応える個別外部監査の実施を視野に入れて検討すべき時期に来ているのではないかと。

※地方制度調査会…内閣総理大臣の諮問機関で、現行地方制度に関する全般的な検討を加えることを目的とする。第29次地方制度調査会は、平成21年6月16日付で「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方」について答申を行った。

《参考資料》 外部監査制度の詳細説明

(1) 制度創設の背景と趣旨

地方分権の拡充及びその推進の中で、地方自治体の内部統制機能による自己チェックの充実強化が、いっそう必要性を増している。

このため、地方公共団体の予算執行の適正化、監査機能の充実強化などを目的として、平成9年、地方自治法の改正により外部監査制度が創設された。(都道府県、政令指定市、中核市は必須、区等は条例で定めた場合に制度が導入できる。世田谷区では「外部監査契約に基づく監査に関する条例」(平成16年3月12日条例第5号)を制定)

外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、監査の専門性の補完、充実を図り、地方公共団体に対する住民の信頼が向上することを目的とした。

(2) 制度の概要

この制度は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する専門知識を持ち、公認会計士や弁護士等一定の資格を有する外部監査人と契約を結び、財務管理等に関する監査を委託するもので、世田谷区では、上記条例を制定し平成16年度から実施している。

(3) 外部監査の種類

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の2種類がある。

① 包括外部監査

外部監査人自らが財務監査の範囲内(決算や契約等財務に関する事務の執行や、財政援助団体等の出納をはじめとする事務が対象)で、特定のテーマを定め監査を実施するもので、監査委員による監査を補強する「監査の補完的監査」である。現行法では毎会計年度の契約が義務付けられている。

区では、平成16年度以降、以下のテーマにより、様々な領域共通課題や制度、仕組み等に焦点を当てて外部監査を実施してきた。その成果は、5年間での指摘106件に対して9割以上に対応し、今なお取り組みを進め、事務の効率化、合理化を図っている。

年度	テーマ	対象(所管名は各年度当時)	監査費用
20	子育て支援における共助のしくみづくり並びに保育サービス事業の管理及び財務事務の執行について	子ども部	¥6,995,100
19	財政援助団体の財務事務及び事業執行について	財団法人せたがや文化財団、財団法人世田谷区産業振興公社、財団法人世田谷トラストまちづくり	¥6,743,100
18	委託契約について	総合支所、財務部、環境総合対策室、清掃・リサイクル部、保健福祉部、都市整備部、みどりともみず政策担当部、交通政策担当部、土木事業担当部	¥6,743,100
17	公有財産及び物品の財務に関する事務の執行及び管理について	区民部、街づくり部、地域情報政策担当部、総務部、危機管理室、財務部、生活文化部、産業振興部、保健福祉部、子ども部、在宅サービス部、都市整備部、道路整備部、収入役室、教育委員会事務局	¥5,880,000
16	高齢者及び障害者施設の運営管理委託について	介護予防担当部、保健福祉部、在宅サービス部(高齢者及び障害者施設 14施設)	¥5,880,000

② 個別外部監査

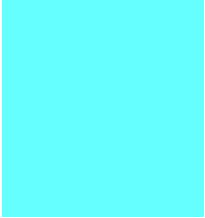
監査委員が行う以下の5つの監査について、外部監査人による監査を請求・要求された場合、その監査内容に適した資格を有する外部監査人と契約を結び、外部監査人が、監査委員に代わって監査を実施するもので、「請求・要求監査の代行的監査」である。

- ・選挙権を有する者の請求による事務監査
- ・議会の請求による事務監査
- ・長の要求による事務監査
- ・長の要求による財政援助団体等監査
- ・住民監査請求監査

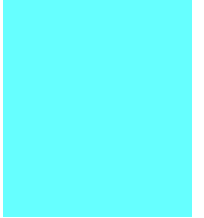
世田谷区では、先述条例により包括外部監査と同様に制度導入。(現在まで実績はない)

補助金にかかる議論の視点

<p>①補助金のあり方</p>	<p>【補助金の継続性】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 補助金としてどの程度の期間、支給することが望ましいか <p>【補助金の目的】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 区民の自助や協働のために補助金をどのように活用すべきかなど、補助金はどのようなケースで必要か
<p>②交付対象と公共政策との関係</p>	<p>【公共性の担保】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 法人、外郭団体あるいは個人など、どの対象に交付することが公平かつ公正か <p>【効果・効率性】</p> <ul style="list-style-type: none">■ どの対象に交付することが効果的で効率的に事業目的が果たせるか
<p>③政策手段としての補助金機能</p>	<p>【補助金のライフサイクル】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 交付にあたっての審査の基準や審査の方法、執行中のチェックなどはどのようにあるべきか■ ガイドライン等を参考に、補助金はその役目を果たしていることをどのようにして確認すべきか <p>【代替手段】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 補助金以外により適切な方法はないか



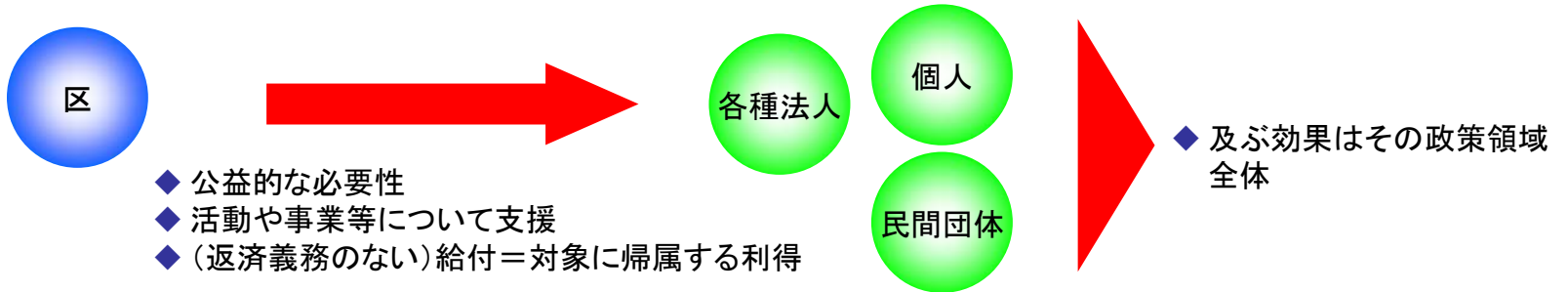
世田谷区における
補助金事業の分析について



(1) 補助金とは

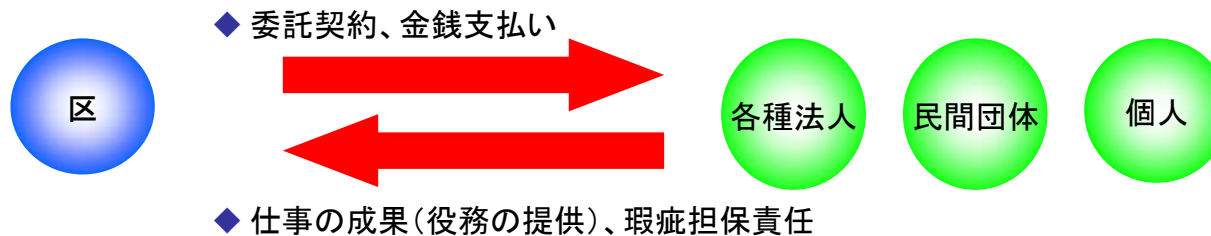
補助金

区が直接的または間接的に公益上必要がある場合に、各種法人、民間団体、個人に対して交付する金銭的な給付のことで、助成金等と表現する場合もある。



委託

一定範囲の業務を金銭的対価が支払われる契約行為によって他者へ任せることで、その成果は委託した区に属する。



(2) 整理分類の軸

政策事業分野

安全・安心	主として防災・防犯や営造物等の危険性を回避する取り組み
健康・福祉	心身の健康の増進や高齢者・障害者・児童などに対するサービスなどの取り組み
教育・文化	教育に関するサービスや地域における文化・芸術・スポーツ等の活動に関する取り組み
地域活動	区民団体等が中心となった地域活性化に関する取り組み
環境	自然環境の保全や地球温暖化対策、またはこれらに関する普及啓発などの取り組み
産業	産業の振興や新たな産業の創出などに関する取り組み
インフラ整備	道路など都市社会の基盤の整備に関する取り組み

交付対象

区民団体事業費	区以外の者のうち任意の区民団体等が実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合に支給する
区民団体運営費	公益性のある活動を行う任意の区民団体等の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く、金銭的な援助が必要な場合に支出する
法人事業費	区以外の者のうち法人等の事業者が実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合に支給する
法人運営費	公益性のある活動を行う法人等の事業者の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く、金銭的な援助が必要な場合に支出する
外郭団体	「世田谷区外郭団体の指導調整要綱」において、区が資本金や基本金等の4分の1以上を出資している団体及び継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導・調整をする必要のある団体として定めている団体(財団法人等に対して一定の財政支援を実施)
区民個人	個人に対して、政策的な目的への誘導のために金銭的な援助が必要なものや、格差の是正、経済負担の軽減のために金銭的な援助が必要なもの

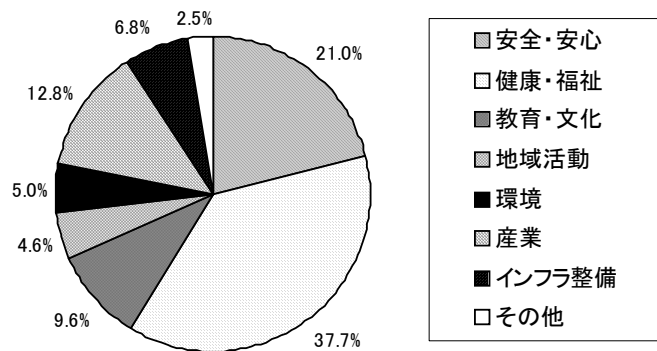
(3) 補助金事業の整理表

交付対象	政策事業分野								合計
	安全・安心	健康・福祉	教育・文化	地域活動	環境	産業	インフラ整備	その他	
区民団体事業費	24件 30,908千円	8件 60,335千円	7件 10,188千円	9件 54,993千円	(1件) (0千円)	(1件) (0千円)	—	—	50件 156,424千円
区民団体運営費	7件 79,080千円	1件 77,443千円	—	—	—	—	—	—	8件 156,523千円
法人事業費	8件 54,392千円	60件 3,515,471千円	6件 111,263千円	2件 9,500千円	—	16件 932,230千円	9件 3,851,691千円	—	101件 8,474,547千円
法人運営費	—	8件 547,688千円	1件 300千円	—	—	2件 203,784千円	—	—	11件 751,772千円
外郭団体	—	11件 1,333,926千円	3件 1,635,593千円	—	—	8件 753,800千円	1件 268,594千円	1件 405,678千円	24件 4,397,591千円
区民個人	14件 84,731千円	14件 386,487千円	9件 1,863,130千円	2件 7,650千円	2件 1,661千円	—	6件 44,333千円	1件 1,200千円	48件 2,389,192千円
法人・個人両方	6件 135,500千円	3件 551,335千円	—	—	10件 98,773千円	9件 46,055千円	3件 4,000千円	1件 9千円	32件 835,672千円
団体・個人両方	—	—	—	—	1件 2,000千円	—	—	—	1件 2,000千円
その他	—	1件 6,750千円	1件 9,579千円	—	—	—	—	4件 14,861千円	6件 31,190千円
合計	59件 384,611千円	106件 6,479,435千円	27件 3,630,053千円	13件 72,143千円	14件 102,434千円	36件 1,935,869千円	19件 4,168,618千円	7件 421,748千円	281件 17,194,911千円

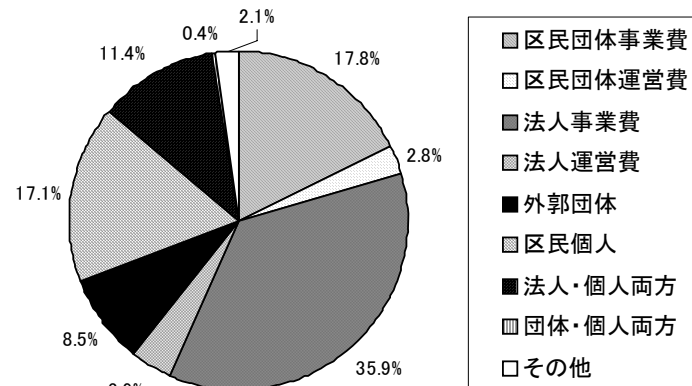
※表中の括弧書きは件数としてはカウントしているが21年度予算では計上されていないもののうち、単独で統計上出現しているものを示している。

(4) 件数・予算額別の状況

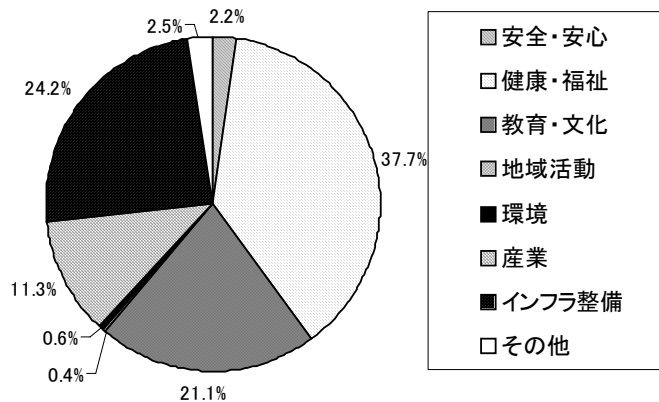
件数



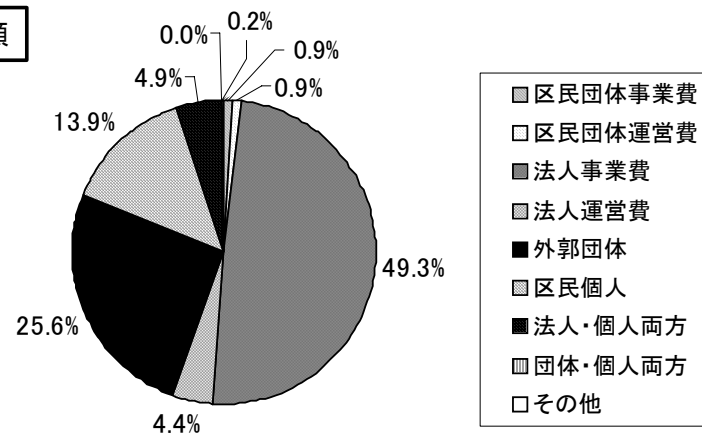
件数



予算額



予算額



(5) データから見える傾向

【件数面】

- (1) 分野別には「安全・安心」「健康・福祉」「産業」で71.5%を占めており、政策的な重点分野に即していることが分かる。
- (2) 交付対象別には「法人事業費」が最も多く35.9%で、次いで「区民団体事業費」が17.8%となっている。

【予算面】

- (3) 分野別には「安全・安心」「健康・福祉」で39.9%となっているが、「インフラ整備」単独で24.2%を占めておりハード面での投資的経費は大きくなる傾向を示している。
- (4) 交付対象別には「法人事業費」が最も多く49.3%で、次いで「外郭団体」が25.6%を占めており多額の補助金を支出していることがうかがえる。